

00003

鳥取縣公報

規則

◆鳥取縣規則第七十七号

市街地建築物法に基く建築認可手数料規則を次のように定める。

昭和二十四年八月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

市街地建築物法に基く建築認可手数料規則

第一條 市街地建築物法施行規則(大正九年内務省令第

三十七号)第百四十三條の規定により建築の認可をし

たときは、知事は申請者より建築認可手数料(以下手

数料という)を徴収する。

第二條 前條の手数料は左の区分による。

床面積 十五坪未満のとき(住家のみ) 三百円

同 三十坪未満のとき(右の場合を除く) 五百円

本書ノハ
ハ國定規格A5判

昭和二十四年八月十九日

第二千三十八号 金曜日

同 三十坪以上百坪未満のとき 千円

同 百坪以上五百坪未満のとき 二千円

同 五百坪以上のとき 三千円

第三條 手数料は建築認可書受領のときこれを納付しな

ければならない。

第四條 既納の手数料は如何なる理由があつてもこれを

還付しない。

この規則は公布の日から施行する。

昭和二十三年三月鳥取縣規則第十四号鳥取縣兒童相談所

規則による縣立兒童相談所を次の通り設置して昭和二十

告示

◆鳥取縣告示第四百四十九号

四年九月八日からその業務を開始する。

昭和二十四年八月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、名 称 縣立米子兒童相談所

一、所在 地 米子市角盤町三丁目八三番地

一、管轄区域 米子市、西伯郡、日野郡

同 青谷町同 同二十三日 午前九時
同 小鶴河村同 同二十四日 同

同 湖山村 木下芳夫方 同二十五日 午 前

鳥取市吉成 安木敏治方 同

氣高郡吉岡村農業協同組合 同二十六日 午后三時

八頭郡八上村 金田泰明方 同

氣高郡神戸村 池野田定治方 同二十七日 午前十時

八頭郡智頭町八頭高等学校 同二十九日 同

岩美郡福部村湯山 石川賢一方 九月一日 午前十一時

西伯郡天津村境 田子 豊方 同二日 午前十時

東伯郡小鴨村北野 箕田重昌方 同三日 同

同西郷村上余戸 米沢保吉方 同五日 同

同長瀬村農業協同組合 同六日 午后二時

同以西村竹内 中井正己方 同七日 午前十時

同大誠村東園 廣芳太一方 同八日 午前十一時

同下郷村光好 三浦哲男方 同九日 同

午前十二時

◇鳥取縣告示第四百五十号
昭和二十四年度における定期種牡畜（綿羊）検査を、次
の日程により施行するから、種牡畜（綿羊）証明書交付
申請書を提出しているものは最寄りの検査場で検査を受けられたい。

昭和二十四年八月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種牡畜（綿羊）検査日割

検査場所 検査日時 同 時間

氣高郡勝谷村農業協同組合 八月二十二日 午前九時 同

瑞穂村同 同 午后三時

◇鳥取縣告示第四百五十一号
昭和二十三年十月鳥取縣告示第五百十三号（開墾工事補助規程）の一部を次のように改め公布の日から施行し昭和二十四年四月一日から適用する。

昭和二十四年八月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中

一、「開墾工事」を「純粹入植開墾工事」に
二、「開墾工事」を「開墾事業」に改める。

第三條中

一、「事業費の二割以内」を

「1、建設工事費の五割以内」

「2、入植一所当り開墾計画面積に対し開墾八十
までの開墾工事費の三割以内」に改める。

第四條中

「第二條第一号の事業を施行するものにあつては様式
第二号の一 第二條第一号の事業を施行するものにあ
つては様式第二号の二」を削る。

◇鳥取縣告示第四百五十二号
昭和二十一年四月農林省令第二十八号生鮮水産物配給規則第十一條の規定により次のものを生鮮水産物の公認荷受機関として登録した。

昭和二十四年八月十九日

一、登録者住所氏名

鳥取市二階町四丁目二三番地

鳥取縣中央食品株式会社

00006

二、登録の種類

生鮮水産物 公認荷受機關

三、登録番号

第六号

四、取扱水産物の種類

生鮮水産物

五、営業所又は事業場の位置

鳥取市魚町尻二十番地

鳥取縣中央食品株式會社

00007

◇鳥取縣告示第四百五十三号

市街地建築物法第七條但書の規定により次のように建築線を指定した。

昭和二十四年八月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、申請人の住所氏名 鳥取市掛出町八ノ二

山口 幸吉

二、指定の場所 鳥取市掛出町八ノ二

一六、四九米

三、建築線の延長 四、〇〇米

(官略)

四、建築線間の距離 四、〇〇米

五、図面

◇鳥取縣告示第四百五十五号

引揚者の秩序保護に関する政令の実施につき知事の指定する者の範囲を次のように定める。

昭和二十四年八月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、政令第五條に基づき指定列車に乗車を許可される者は次の通りとする。

(1) 引揚列車内において引揚者の援護奉仕に從事する者

適任者

(2) 普通地方公共團體の職員中引揚援護担当する者

適任者

二、政令第六條に基き駅の構内に立入りを許可される者

の職員

- は次の通りとする。
- (1) 普通地方公共團體及び同議会の代表者
 - (2) 普通地方公共團體の職員中引揚援護担当者
 - (3) 駅頭に於て引揚者の援護奉仕に從事する適任者
- 三、右の者は左に定める証明書及び腕章を携帶又は着用せしめる。

(1) 腕章の様式

No. 田嶋珠由郎

(赤地)

郡 師 織

(白地)

(2) 証明書

氏

名

年 月 日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(同) 政令第六條許可者

右腕章は政令第五條及び第六條の許可者と同一とする。

(2) 証明書の様式

(4) 政令第五條許可者

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

年 月 日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

年 月 日

◇鳥取縣告示第四百五十六号

昭和二十四年七月鳥取縣告示第三百九十三号「兒童福祉法第二十三條、第二十四條及び第二十七條第一項第三号の規定による措置等のため支出する費用」のうち昭和二十四年度第二、四半期各施設別事務費の月額限度につき

次の施設を追加する。

昭和二十四年八月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

施設種別 施設名 所在地 月額

母子寮	倉吉母子寮	東伯郡倉吉町	九、九一四円
同	溝口母子寮	日野郡溝口町	八、七七一円
保育所	愛宕保育園	岩美郡岩井町	一九、四四九円
同	青谷愛兒園	氣高郡青谷町	二三、一四七円
同	倉吉愛兒園	東伯郡倉吉町	二一、七五三円
同	八橋保育園	同八橋町	一四、九三三円
同	淀江保育園	西伯郡淀江町	三四、二八八円
同	多里双葉保育園	日野郡多里村	一六、〇五〇円
同	御來屋保育園	西伯郡御來屋町	一四、五三〇円
同	聖園アリヤ園	米子市	八、八三三円

法第二十三條、第二十四條及び第二十七條第一項第三号
の規定による措置等のため支出する費用のうち昭和二十
四年度第二、四半期各施設別事務費の月額限度を次の通
り正誤する。

記

誤	正	頁	段	行
四八、〇九八円	五二、四六七円	一三	下	一五
二六、八四六円	二九、八二九円	一三	下	一六
一六、二三三円	一八、〇三六円	一三	下	一七
二、五六一円	二、八四六円	一三	下	一八

昭和二十四年七月鳥取縣公報第三百九十三号「兒童福利課」

正誤

誤

正

記